## 架空請求ハガキ、絶対に連絡しないで無視して!

事 例

本日、「法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター」から「消費料金に関する訴訟最終 告知のお知らせ」のハガキが届いた。心当たりはない、連絡はしていないが情報提供する。 (60代女性)



## アドバイス

- 7月に入りすでに6件相談が入っています。依然として、ハガキによる架空請求の相談が多発しています。
- 「訴訟最終告知通達センター」と新しい名称で送付されていますが、実在する機関ではありません。
- これは、架空請求ハガキです。絶対に連絡しないで無視をしましょう。
- 連絡すると相手に電話番号が知られ、供託金や和解金などの名目でお金を要求されます。
- 心配な時は、消費生活センター・名寄警察署(☎2-0110)に相談してください。

## ●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL·FAX/ 01654-2-3575 ◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日

1